

(2) 適切な予定価格の設定

勸 告	説明図表番号
<p>予定価格については、予決令第 80 条第 1 項の規定により、競争入札に付する事項の価格の総額について定めなければならないこととされ、同条第 2 項の規定により、契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならないこととされている。</p>	表 2-(2)-①
<p>また、予決令第 99 条の 5 の規定により、随意契約によろうとする場合についても予定価格を定めなければならないこととされ、第 99 条の 6 の規定により、その場合にはなるべく二人以上の者から見積書を徴さなければならないこととされている。</p>	
<p>さらに、「行政効率化推進計画」において、「参考見積を徴取する場合には、原則として複数の業者から徴取するとともに、参考見積をもとに予定価格を作成する場合には、見積の比較、取引実例との比較等を行い、より適正な予定価格の設定に努める」こととされた。</p>	表 2-(2)-②
<p>今回、18 府省の計 251 会計機関において平成 23 年度から 24 年度上半期までに締結された契約案件について、予定価格の設定状況について調査した結果、次のとおり、効率的な予算執行を推進する観点から設定方法等を見直す必要があると考えられるものがみられた。(12 府省計 120 事例)</p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 庁舎清掃、廃棄物処理等の業務において、同一役務の調達実績、市場価格、他の機関における契約金額等を考慮することなく予定価格を設定しているなどの例 (7 府省計 40 事例)</li> </ul>	表 2-(2)-③～⑥
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自動車の賃貸借、健康診断の業務において、予定価格の積算に当たり事前に複数の者から徴取した参考見積書には数倍の価格差等があるにもかかわらず、徴取した見積額の平均額を予定価格としている例 (4 府省計 15 事例)</li> </ul>	表 2-(2)-⑦～⑨
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 健康診断、車検整備等の業務において、複数の者から見積書を徴取することができるにもかかわらず 1 者からしか徴取していない、又は 2 者以上から徴取しているものの毎回同じ組合せの者となっているなどの例 (9 府省計 65 事例)</li> </ul>	表 2-(2)-⑩～⑭
<p>このように、予定価格の設定については、その金額が国の支出額の上限となるため、適切に設定していないことにより調達価格が著しく高額となる可能性もあることを踏まえ、効率的な予算執行を推進する観点から、過去の同一役務等の調達実績、市場価格や他の機関における契約金額等を十分に勘案することが重要であると考えられる。</p>	
<p><b>【所見】</b></p> <p>したがって、関係府省は、効率的な予算執行を推進する観点から、予定価格については、市場価格、他の機関の契約金額等の情報を可能な限り収集し、それらを踏まえ適切に設定する必要がある。(公正取引委員会、国家公安委員会(警察庁)、復興庁、法務省、外務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省)</p>	

表 2 - (2) - ① 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）〈抜粋〉

<p>(予定価格の決定方法)</p> <p>第 80 条 予定価格は、競争入札に付する事項の価格の総額について定めなければならない。ただし、一定期間継続してする製造、修理、加工、売買、供給、使用等の契約の場合においては、単価についてその予定価格を定めることができる。</p> <p>② <u>予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない。</u></p> <p>(予定価格の決定)</p> <p>第 99 条の 5 契約担当官等は、<u>随意契約によろうとするときは、あらかじめ第 80 条の規定に準じて予定価格を定めなければならない。</u></p> <p>(見積書の徴取)</p> <p>第 99 条の 6 契約担当官等は、<u>随意契約によろうとするときは、なるべく二人以上の者から見積書を徴さなければならない。</u></p>
--

(注) 下線は当省が付した。

表 2 - (2) - ② 「行政効率化推進計画」（平成 16 年 6 月 15 日行政効率化関係省庁連絡会議。20 年 12 月 26 日改定）〈抜粋〉

<p>2. 主要な取組</p> <p>(2) 公共調達効率化</p> <p>4 予定価格の適正な設定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 取引実例に係る市場調査をインターネットなどを活用し幅広く行い、予定価格のより適正な設定に努める。</li> <li>・ 資材単価等の積み上げによる積算ではなく、契約実績に基づき、工種別に単価設定を行う「ユニットプライス型積算方式」を試行する。</li> </ul> <p>5 随意契約の見直し等</p> <p>② 随意契約の適切な運用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本省において、「随意契約見直し計画（改訂）」の対象となっている契約を中心に、府省全体の入札・契約の状況を定期的に把握する。</li> <li>・ <u>少額随契による場合においても、見積合せを行うなど競争的手法の導入に努める。</u></li> </ul> <p>6 落札率 1 事案への対応等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>参考見積を徴取する場合には、原則として複数の業者から徴取するとともに、参考見積をもとに予定価格を作成する場合には、見積の比較、取引実例との比較等を行い、より適正な予定価格の設定に努める。</u></li> </ul>
---

(注) 下線は当省が付した。

表2-2-3 同一役務の調達実績、市場価格や他の機関における契約金額等を考慮することなく予定価格を設定しているなどの例①

機関等名	国土交通省（関東地方整備局）					
	[平成23年度]	[平成24年度]				
契約案件名	さいたま新都心合同庁舎2号館 清掃業務一式	さいたま新都心合同庁舎2号館 清掃業務一式				
契約方式	一般競争契約	一般競争契約				
契約の相手方	民間事業者	民間事業者				
契約日	平成23年4月1日	平成24年4月1日				
契約金額（税込）	55,125,000円	54,285,000円				
応札者等数	5者	7者				
概要	<p>(説明)</p> <p>関東地方整備局は、さいたま新都心合同庁舎2号館（以下、本表において「2号館」という。）の管理官署であるが、平成23年度及び24年度において、2号館に係る清掃業務一式について、一般競争入札による契約を締結している。</p> <p>同局では、平成23年度の契約に係る予定価格の積算について、事業者からの見積書の徴取や、近隣の合同庁舎の同種の契約に係る情報収集等は行わず、国土交通省の建築保全業務積算基準による積算結果をそのまま予定価格として設定しており、同契約に係る入札において50%を下回る著しく低い落札率となっている。しかし、平成24年度の同一役務の調達に当たっても、23年度の実績の考慮や見積書の徴取等により予定価格の積算方法の見直しを行っておらず、再び50%を下回る著しく低い落札率となっている。</p> <p>その結果、2号館においては平成23年度及び24年度とも低入札価格調査の実施に至っており、この状況は21年度以降常態化している（注）。</p> <p>（注）国土交通省では、予決令第85条の規定に基づき、「予算決算及び会計令第85条の基準について」（平成16年6月10日付け国官会第366号）により同省としての低入札価格調査基準（製造その他の請負契約については、予定価格に10分の6を乗じて得た額に満たない場合）を定めている。</p> <p>一方、近隣のさいたま新都心合同庁舎1号館（以下、本表において「1号館」という。）の管理官署である関東財務局では、一般競争入札による契約を締結している清掃業務一式に係る予定価格の作成に当たり、過去の同一役務の調達実績等を考慮するなどの方法により予定価格を設定しており、2号館よりも庁舎の床面積は広く、2号館と同じ業者が落札しているにもかかわらず、予定価格及び契約金額が2号館よりも安価となっている。</p> <p>予定価格については、予決令第80条第2項において、「契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない」とされており、本件については、過去の契約実績、近隣の合同庁舎における調達状況等を踏まえた上で適切に設定することが必要であると考えられる。</p>					
<p>表1 1号館及び2号館における清掃業務に係る契約の実施状況 （単位：㎡、円、%、者）</p>						
合同庁舎 （管理官署）	庁舎の 床面積	清掃業務に係る契約				備考
		年度	契約金額	応札者数	契約の相手方	

	1号館 (関東財務局)	123,496.48	H23	50,085,000	6	A社	
			H24	49,854,000	6	A社	
	2号館 (関東地方整備局)	114,962.18	H23	55,125,000	5	A社	落札率 50%未満
			H24	54,285,000	7	A社	落札率 50%未満

(注) 当省の調査結果による。

表2 さいたま新都心合同庁舎第2号館清掃業務一式に係る落札率

(単位：%、者)

	平成21年度	22年度	23年度	24年度
落札率	50%未満	50%未満	50%未満	50%未満
応札者数	7	6	5	7
契約の相手方	A社	A社	A社	A社

(注) 当省の調査結果による。

(注) 当省の調査結果による。

表2-(2)-④ 同一役務の調達実績、市場価格や他の機関における契約金額等を考慮することなく予定価格を設定しているなどの例②

機関等名	財務省 (中国財務局)	
	[平成23年度]	[平成24年度]
契約案件名	広島合同庁舎廃棄物処理等業務	広島合同庁舎廃棄物処理等業務
契約方式	一般競争契約	一般競争契約
契約の相手方	民間事業者	民間事業者
契約日	平成23年4月1日	平成24年4月2日
契約金額 (税込)	819,000円	252,000円
応札者等数	4者	4者
概要	<p>(説明)</p> <p>中国財務局では、平成23年度及び24年度において、「広島合同庁舎廃棄物処理等業務」について、一般競争入札による契約を締結している。</p> <p>同局では、インターネット等を利用して本件契約に係る予定価格の積算を行っているが、平成23年度の入札においては、落札率及び全ての応札者の入札金額は予定価格を著しく下回っている。しかし、平成24年度の同一役務に係る予定価格の積算に当たっても、23年度の調達実績を考慮しておらず、その結果、落札率は更に低くなってしまっている。</p> <p>予定価格については、予決令第80条第2項において、「契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない」とされており、これを踏まえ、適切な方法により設定することが必要であると考えられる。</p>	

(注) 当省の調査結果による。

表 2 - (2) - ⑤ 同一役務の調達実績、市場価格や他の機関における契約金額等を考慮することなく予定価格を設定しているなどの例③

機関等名	経済産業省（中国経済産業局）	
	[平成 23 年度]	[平成 24 年度]
契約案件名	戦略的基盤技術高度化支援事業等に係る中間検査・事前調査業務(事務補助委託)	戦略的基盤技術高度化支援事業等に係る中間検査・事前調査業務(事務補助委託)
契約方式	一般競争契約	一般競争契約
契約の相手方	民間事業者	民間事業者
契約日	平成 23 年 9 月 7 日	平成 24 年 9 月 13 日
契約金額（税込）	2,309,895 円	1,827,000 円
応札者等数	2 者	2 者
概要	<p>(説明)</p> <p>中国経済産業局では、平成 23 年度において、「戦略的基盤技術高度化支援事業等に係る中間検査・事前調査業務(事務補助委託)」について、一般競争入札により契約を締結している。</p> <p>同局では、本件契約に係る予定価格の積算について、同局会計課が定めた積算単価に基づいて事業担当課が積算して予定価格を設定しており、平成 23 年度の入札において 50%を下回る著しく低い落札率となっている。しかし、平成 24 年度の同一役務の調達に当たっても、23 年度の実績の考慮や参考見積書の徴取等による予定価格の積算方法の見直しを行っておらず、更に低い落札率となってしまっている。</p> <p>予定価格については、予決令第 80 条第 2 項において、「契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない」とされており、これを踏まえ、適切な方法により設定することが必要であると考えられる。</p>	

(注) 当省の調査結果による。

表2-(2)-⑥ 同一役務の調達実績、市場価格や他の機関における契約金額等を考慮することなく予定価格を設定しているなどの例④

No.	案件名等	事例の概要等
1	①庁用兼指揮用車車検整備 ②国家公安委員会（警察庁長官官房会計課） ③民間事業者 ④－	警察庁では、平成23年5月10日に、庁用兼指揮用車に係る車検について、少額随意契約により調達している。 同庁では、本件契約について、 <u>見積書を徴取せず</u> 、当該車両を購入したディーラーと契約を締結している。
2	①庁用兼指揮用車車検整備 ②国家公安委員会（警察庁長官官房会計課） ③民間事業者 ④－	警察庁では、平成23年7月22日に、庁用兼指揮用車に係る車検について、少額随意契約により調達している。 同庁では、本件契約について、 <u>見積書を徴取せず</u> 、当該車両を購入したディーラーと契約を締結している。
3	①官用車に係る12か月点検 ②法務省（公安調査庁中国公安調査局） ③民間事業者 ④－	中国公安調査局では、平成23年6月10日に、官用車に係る12か月点検について、少額随意契約により調達している。 同局では、本件契約について、 <u>見積書を徴取せず</u> 、当該車両を購入したディーラーと契約を締結している。 ※ 公安調査庁では、平成25年12月3日、各公安調査局に対し、事務連絡により、官用自動車の車検及び定期点検における役務契約を行う際には、複数者から見積りを徴取の上実施することとするよう指導している（以下、No.4からNo.22まで同じ。）。
4	①官用車に係る12か月点検 ②法務省（公安調査庁中国公安調査局） ③民間事業者 ④－	中国公安調査局では、平成23年6月20日に、官用車に係る12か月点検について、少額随意契約により調達している。 同局では、本件契約について、 <u>見積書を徴取せず</u> 、当該車両を購入したディーラーと契約を締結している。
5	①官用車に係る12か月点検 ②法務省（公安調査庁中国公安調査局） ③民間事業者 ④－	中国公安調査局では、平成23年6月21日に、官用車に係る12か月点検について、少額随意契約により調達している。 同局では、本件契約について、 <u>見積書を徴取せず</u> 、当該車両を購入したディーラーと契約を締結している。
6	①官用車に係る12か月点検 ②法務省（公安調査庁中国公安調査局） ③民間事業者 ④－	中国公安調査局では、平成23年6月21日に、官用車に係る12か月点検について、少額随意契約により調達している。 同局では、本件契約について、 <u>見積書を徴取せず</u> 、当該車両を購入したディーラーと契約を締結している。
7	①官用車に係る12か月点検 ②法務省（公安調査庁中国公安調査局） ③民間事業者 ④－	中国公安調査局では、平成23年7月19日に、官用車に係る12か月点検について、少額随意契約により調達している。 同局では、本件契約について、 <u>見積書を徴取せず</u> 、当該車両を購入したディーラーと契約を締結している。

8	①官用車に係る12か月点検 ②法務省（公安調査庁中国公安調査局） ③民間事業者 ④－	中国公安調査局では、平成23年8月8日に、官用車に係る12か月点検について、少額随意契約により調達している。 同局では、本件契約について、 <u>見積書を徴取せず</u> 、当該車両を購入したディーラーと契約を締結している。
9	①官用車に係る12か月点検 ②法務省（公安調査庁中国公安調査局） ③民間事業者 ④－	中国公安調査局では、平成23年10月13日に、官用車に係る12か月点検について、少額随意契約により調達している。 同局では、本件契約について、 <u>見積書を徴取せず</u> 、当該車両を購入したディーラーと契約を締結している。
10	①官用車に係る12か月点検 ②法務省（公安調査庁中国公安調査局） ③民間事業者 ④－	中国公安調査局では、平成23年10月17日に、官用車に係る12か月点検について、少額随意契約により調達している。 同局では、本件契約について、 <u>見積書を徴取せず</u> 、当該車両を購入したディーラーと契約を締結している。
11	①官用車に係る車検 ②法務省（公安調査庁中国公安調査局） ③民間事業者 ④－	中国公安調査局では、平成23年11月14日に、官用車に係る車検について、少額随意契約により調達している。 同局では、本件契約について、 <u>見積書を徴取せず</u> 、当該車両を購入したディーラーと契約を締結している。
12	①官用車（2台）に係る車検 ②法務省（公安調査庁中国公安調査局） ③民間事業者 ④－	中国公安調査局では、平成24年1月16日に、官用車（2台）に係る車検について、少額随意契約により調達している。 同局では、本件契約について、 <u>見積書を徴取せず</u> 、当該車両を購入したディーラーと契約を締結している。
13	①官用車に係る車検 ②法務省（公安調査庁中国公安調査局） ③民間事業者 ④－	中国公安調査局では、平成24年2月24日に、官用車に係る車検について、少額随意契約により調達している。 同局では、本件契約について、 <u>見積書を徴取せず</u> 、当該車両を購入したディーラーと契約を締結している。
14	①官用車に係る12か月点検 ②法務省（公安調査庁中国公安調査局） ③民間事業者 ④－	中国公安調査局では、平成24年4月4日に、官用車に係る12か月点検について、少額随意契約により調達している。 同局では、本件契約について、 <u>見積書を徴取せず</u> 、当該車両を購入したディーラーと契約を締結している。
15	①官用車に係る車検 ②法務省（公安調査庁中国公安調査局） ③民間事業者 ④－	中国公安調査局では、平成24年6月13日に、官用車に係る車検について、少額随意契約により調達している。 同局では、本件契約について、 <u>見積書を徴取せず</u> 、当該車両を購入したディーラーと契約を締結している。

16	①官用車に係る車検 ②法務省（公安調査庁中国公安調査局） ③民間事業者 ④－	中国公安調査局では、平成 24 年 6 月 19 日に、官用車に係る車検について、少額随意契約により調達している。 同局では、本件契約について、 <u>見積書を徴取せず</u> 、当該車両を購入したディーラーと契約を締結している。
17	①官用車に係る車検 ②法務省（公安調査庁中国公安調査局） ③民間事業者 ④－	中国公安調査局では、平成 24 年 7 月 9 日に、官用車に係る車検について、少額随意契約により調達している。 同局では、本件契約について、 <u>見積書を徴取せず</u> 、当該車両を購入したディーラーと契約を締結している。
18	①官用車に係る車検 ②法務省（公安調査庁中国公安調査局） ③民間事業者 ④－	中国公安調査局では、平成 24 年 8 月 3 日に、官用車に係る車検について、少額随意契約により調達している。 同局では、本件契約について、 <u>見積書を徴取せず</u> 、当該車両を購入したディーラーと契約を締結している。
19	①官用車に係る車検 ②法務省（公安調査庁中国公安調査局） ③民間事業者 ④－	中国公安調査局では、平成 24 年 8 月 10 日に、官用車に係る車検について、少額随意契約により調達している。 同局では、本件契約について、 <u>見積書を徴取せず</u> 、当該車両を購入したディーラーと契約を締結している。
20	①官用車に係る車検 ②法務省（公安調査庁中国公安調査局） ③民間事業者 ④－	中国公安調査局では、平成 24 年 8 月 14 日に、官用車に係る車検について、少額随意契約により調達している。 同局では、本件契約について、 <u>見積書を徴取せず</u> 、当該車両を購入したディーラーと契約を締結している。
21	①官用車に係る車検 ②法務省（公安調査庁中国公安調査局） ③民間事業者 ④－	中国公安調査局では、平成 24 年 8 月 22 日に、官用車に係る車検について、少額随意契約により調達している。 同局では、本件契約について、 <u>見積書を徴取せず</u> 、当該車両を購入したディーラーと契約を締結している。
22	①官用車に係る車検 ②法務省（公安調査庁中国公安調査局） ③民間事業者 ④－	中国公安調査局では、平成 24 年 9 月 5 日に、官用車に係る車検について、少額随意契約により調達している。 同局では、本件契約について、 <u>見積書を徴取せず</u> 、当該車両を購入したディーラーと契約を締結している。
23	①平成 23 年度国立保健医療科学院警備業務 ②厚生労働省（国立保健医療科学院） ③民間事業者	国立保健医療科学院では、平成 23 年度において、警備業務について、一般競争入札による契約を締結している。 同院では、本件契約に係る予定価格の積算について、同院が独自に策定した指針「予定価格の立て方」により行っているが、 <u>同一役務の前年度実績等を考慮しておらず</u> 、50%を下

	④10者	<p>回る著しく低い落札率となっている。</p> <p>なお、本件契約については、予定価格が1,000万円を超え、かつ厚生労働省が作成する低入札価格調査基準（予定価格の10分の6）を下回ることから低入札価格調査の実施に至っている。</p>
24	<p>①平成24年度国立保健医療科学院警備業務</p> <p>②厚生労働省（国立保健医療科学院）</p> <p>③民間事業者</p> <p>④8者</p>	<p>国立保健医療科学院では、平成24年度において、警備業務について、一般競争入札による契約を締結している。</p> <p>同院では、本件契約に係る予定価格の積算について、同院が独自に策定した規定「予定価格の立て方」により行っており、<u>同一役務に係る前年度実績等を考慮しておらず</u>、落札率は60%を下回っている。</p> <p>なお、本件契約については、予定価格が1,000万円を超え、かつ厚生労働省が作成する低入札価格調査基準（予定価格の10分の6）を下回ることから低入札価格調査の実施に至っている。</p>
25	<p>①平成23年度官用自動車点検整備業務の単価契約</p> <p>②農林水産省（九州農政局）</p> <p>③民間事業者</p> <p>④3者</p>	<p>九州農政局では、平成23年度において、官用自動車点検整備業務の単価契約について、一般競争入札による契約を締結している。当該役務は毎年度調達しているものであり、仕様等に大きな変更等がないにもかかわらず、同局は本件契約に係る予定価格の積算に当たって、<u>過去の調達実績を考慮しておらず</u>、50%を下回る著しく低い落札率となっている。</p> <p>なお、本件契約については、予定価格が1,000万円を超えて、かつ農林水産省が作成する低入札価格調査基準（予定価格の10分の6）を下回ることから低入札価格調査を行う必要があるが、同局は当該調査を実施することなく契約を締結している。</p>
26	<p>①平成24年度官用自動車点検整備業務の単価契約</p> <p>②農林水産省（九州農政局）</p> <p>③民間事業者</p> <p>④3者</p>	<p>九州農政局では、平成24年度において、官用自動車点検整備業務の単価契約について、一般競争入札による契約を締結している。当該役務は毎年度調達しているものであり、仕様等に大きな変更等がないにもかかわらず、同局は本件契約に係る予定価格の積算に当たって、<u>過去の調達実績を考慮しておらず</u>、落札率は60%を下回っている。</p> <p>なお、本件契約については、予定価格が1,000万円を超えて、かつ農林水産省が作成する低入札価格調査基準（予定価格の10分の6）を下回ることから低入札価格調査を行う必要があるが、同局は当該調査を実施することなく契約を締結している。</p>
27	<p>①石川森林管理署庁舎清掃等請負</p> <p>②農林水産省（林野庁近畿中国森林管理局石川森林管理署）</p>	<p>石川森林管理署では、平成24年度において、庁舎清掃等請負について、一般競争入札による契約を締結している。同署では、本件契約に係る予定価格の積算において、国土交通省</p>

	<p>③民間事業者 ④2者</p>	<p>が示す建築保全業務積算基準を用いている。同基準では、全国の特定の10地区（北海道、宮城、東京、新潟、愛知、大阪、広島、香川、福岡及び沖縄）のみの「清掃員日割基礎単価」が示されているが、石川県がどの単価を使用すべきか明確にされていないことから、同署では、近畿中国森林管理局管内で地理的に一番近いとして、大阪地区の単価を用いて予定価格を積算している。しかし、石川県と同じ北信越で、大阪地区より15%程度割安となっている新潟地区の単価を用いることについても検討の余地があるものと考えられる。</p>
28	<p>①平成23年度戦略的基盤技術高度化支援事業等に係る事業成果評価業務（事務補助委託） ②経済産業省（中国経済産業局） ③民間事業者 ④2者</p>	<p>中国経済産業局では、平成23年度において、戦略的基盤技術高度化支援事業等に係る事業成果評価業務（事務補助委託）について、一般競争入札による契約を締結している。</p> <p>同局では、本件契約に係る予定価格の積算については、<u>参考見積書の徴取等を行わず</u>、同局会計課が定めた積算単価に基づき、事業担当課が積算しており、50%を下回る著しく低い落札率となっている。</p>
29	<p>①平成24年度戦略的基盤技術高度化支援事業等に係る事業成果評価業務（事務補助委託） ②経済産業省（中国経済産業局） ③民間事業者 ④2者</p>	<p>中国経済産業局では、平成24年度において、戦略的基盤技術高度化支援事業等に係る事業成果評価業務（事務補助委託）について、一般競争入札による契約を締結している。</p> <p>同局では、本件契約に係る予定価格の積算については、<u>参考見積書の徴取等を行わず</u>、同局会計課が定めた積算単価に基づき、事業担当課が積算しており、50%を下回る著しく低い落札率となっている。</p>
30	<p>①平成23年度運送業務請負契約 ②経済産業省（中国経済産業局） ③民間事業者 ④－</p>	<p>中国経済産業局では、平成23年度において、運送業務請負契約（宅配便トラック運送）について、少額随意契約により調達しているが、予定価格の積算において、<u>見積書の徴取等を行わず</u>、前年度単価（実績）をそのまま用いて積算している。</p>
31	<p>①平成24年度運送業務請負契約 ②経済産業省（中国経済産業局） ③民間事業者 ④－</p>	<p>中国経済産業局では、平成24年度において、運送業務請負契約（宅配便トラック運送）について、少額随意契約により調達しているが、予定価格の積算において、<u>見積書の徴取等を行わず</u>、前年度単価（実績）をそのまま用いて積算している。</p>
32	<p>①H23 建設業許可等に係る入力データ作成業務（単価契約） ②国土交通省（関東地方整備局） ③民間事業者 ④5者</p>	<p>関東地方整備局では、平成23年度において、「建設業許可等に係る入力データ作成業務（単価契約）」について、一般競争入札により契約を締結している。本件契約に係る予定価格の積算に当たって4者から参考見積書を徴取し、その平均価格（単価）をもって予定価格（単価）としている。</p> <p>しかし、当該役務は毎年度調達しており、作業量、予定数量等もほぼ同程度であるにもかかわらず、同局は予定価格の</p>

		積算に当たって前年度の調達実績を考慮しておらず、50%を下回る著しく低い落札率となっている。
33	①H24 建設業許可等に係る入力データ作成業務（単価契約） ②国土交通省（関東地方整備局） ③民間事業者 ④3者	<p>関東地方整備局では、平成24年度において、「建設業許可等に係る入力データ作成業務（単価契約）」について、一般競争入札により契約を締結している。本件契約に係る予定価格の積算に当たって4者から参考見積書を徴取し、その平均価格（単価）をもって予定価格（単価）としている。</p> <p>しかし、当該役務は毎年度調達しており、作業量、予定数量等もほぼ同程度であるにもかかわらず、同局は予定価格の積算に当たって前年度の調達実績を考慮しておらず、50%を下回る著しく低い落札率となっている。</p>
34	①小松空港事務所庁舎等清掃作業 ②国土交通省（大阪航空局小松空港事務所） ③民間事業者 ④5者	<p>小松空港事務所では、平成24年度に、庁舎等清掃作業について、一般競争入札による契約を締結している。同所では、本件契約に係る予定価格の積算において、国土交通省が示す建築保全業務積算基準を用いている。同基準では、全国の特定の10地区（北海道、宮城、東京、新潟、愛知、大阪、広島、香川、福岡及び沖縄）のみの「清掃員日割基礎単価」が示されているが、石川県がどの単価を使用すべきか明確にされていない。石川県は、全府省統一資格(注)における東海・北陸地域であるため、同所は、同地域の中で、上記積算基準が唯一示されている愛知地区の単価を用いて予定価格を積算している。しかし、石川県と同じ北信越で、愛知地区より3%程度割安となっている新潟地区の単価を用いることについても検討の余地があるものと考えられる。</p> <p>(注) 全府省統一資格とは、各府省等における役務の提供等、物品の製造等に係る一般競争、指名競争の入札参加資格である。</p>

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「案件名等」欄中、①は契約案件の名称を、②は契約実施主体を、③は契約の相手方（法人、個人等の種別）を、④は応札者等の数を、それぞれ表す。

表2-②-⑦ 予定価格の積算に当たり事前に複数の者から徴取した参考見積書には数倍等の価格差があるにもかかわらず、徴取した見積額の平均額を予定価格としている例①

機関等名	経済産業省（大臣官房会計課）										
契約案件名	平成24年度プラグインハイブリッド自動車の賃貸借										
契約方式	一般競争契約										
契約の相手方	民間事業者										
契約日	平成24年5月23日										
契約金額（税込）	1,511,370円										
応札者等数	3者										
概要	<p>（説明）</p> <p>経済産業省では、平成24年度において、「プラグインハイブリッド自動車の賃貸借」について、一般競争入札による契約を締結している。</p> <p>同省では、本件契約に係る予定価格の積算について、事前に3者（A、B及びC）から参考見積り（月額リース料）を徴取し、その平均額に賃貸借月数（30か月）を乗じることにより予定価格を設定している。</p> <p>同省では、参考見積りにより予定価格を算定する際は、徴取した見積額に大きな差がある場合等、その見積りの妥当性に問題があると考えられる場合を除き、基本的にはその平均価格を市場価格とみなしているとしている。しかし、本件契約に係る月額リース料について、見積書を徴取した3者のうち、A及びBの2者が5万円台であるのに対し、Cは11万円台と他の2者の約2倍の見積額を提示しているにもかかわらず、単純に平均して予定価格（単価）としている。</p> <p>予定価格については、予決令第80条第2項において、「契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない」とされており、本件については、見積書の徴取等により把握した適正な市場価格を踏まえた上で適切に設定することが必要であると考えられる。</p> <p>表 本件に係る参考見積額及び予定価格（単価）の設定方法 （単位：円）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>見積業者名</th> <th>月額リース料に係る参考見積額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A社</td> <td>55,000</td> </tr> <tr> <td>B社</td> <td>58,900</td> </tr> <tr> <td>C社</td> <td><u>112,000</u></td> </tr> <tr> <td>予定価格（単価） （3者の参考見積額の平均額）</td> <td>75,300</td> </tr> </tbody> </table> <p>（注）経済産業省の資料に基づき、当省が作成した。</p>	見積業者名	月額リース料に係る参考見積額	A社	55,000	B社	58,900	C社	<u>112,000</u>	予定価格（単価） （3者の参考見積額の平均額）	75,300
見積業者名	月額リース料に係る参考見積額										
A社	55,000										
B社	58,900										
C社	<u>112,000</u>										
予定価格（単価） （3者の参考見積額の平均額）	75,300										

（注）当省の調査結果による。

表 2 - (2) - ⑧ 予定価格の積算に当たり事前に複数の者から徴取した参考見積書には数倍等の価格差があるにもかかわらず、徴取した見積額の平均額を予定価格としている例②

機関等名	環境省（大臣官房会計課）																																														
契約案件名	平成23年度環境省職員等健康診断実施業務																																														
契約方式	一般競争契約																																														
契約の相手方	民間事業者																																														
契約日	平成23年 8 月23日																																														
契約金額（税込）	3,098,700 円																																														
応札者等数	6 者																																														
概要	<p>（説明）</p> <p>環境省では、平成 23 年度において、同省本省職員等が受診する健康診断業務について、一般競争入札による契約を締結している。本件契約には 6 者が入札した結果、A が落札し、同者と契約を締結している。</p> <p>同省では、本件契約に係る予定価格の積算において、以下のとおり、落札した A のほか、B 及び C の 3 者から参考見積りを徴取しているが、各検査項目によっては、その単価について、3 者の参考見積額（単価）が著しく異なる場合もあるにもかかわらず、一律にその平均額を採用し、項目ごとに受診予定者数を乗じることにより予定価格を設定している。</p> <p>例えば、健診項目の「腹囲」については、3 者のうち 2 者がそれぞれ単価を 200 円とする中で、残り 1 者は 0 円としており、3 者の単価の考え方が著しく異なるにもかかわらず、予定価格として採用している単価は、3 者の単価の単純平均（<math>(0 + 200 + 200) \div 3 = 133</math> 円）としているほか、健診項目の「肝機能検査」については、3 者のうち 2 者はそれぞれ単価が 600 円及び 500 円と近接しているが、残り 1 者は 1,250 円と著しく高額となっているにもかかわらず、それらの単純平均（<math>(1,250 + 600 + 500) \div 3 = 783</math> 円）としている。</p> <p>加えて、本件入札における落札率は 50% を下回る著しく低いものとなっているが、予定価格については、予決令第 80 条第 2 項において、「契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない」とされており、見積書の徴取等により把握した適正な市場価格を踏まえた上で経費の性質を考慮した適切な算出方法等により設定することが必要であると考えられる。</p> <p>表 健診項目ごとの参考見積額及び予定価格の単価（例）</p> <p style="text-align: right;">（単位：円）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">参考見積</th> <th colspan="3">予定価格</th> </tr> <tr> <th>A 医療機関</th> <th>B 医療機関</th> <th>C 医療機関</th> <th>予定 数量</th> <th>予定価格 (単価)</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>身長・体重・ 視力・聴力</td> <td style="text-align: center;">800</td> <td style="text-align: center;">800</td> <td style="text-align: center;">800</td> <td style="text-align: center;">635</td> <td style="text-align: center;">800</td> <td style="text-align: right;">508,000</td> </tr> <tr> <td>腹囲</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">200</td> <td style="text-align: center;">200</td> <td style="text-align: center;">194</td> <td style="text-align: center;">133</td> <td style="text-align: right;">25,802</td> </tr> <tr> <td>便潜血反応検査</td> <td style="text-align: center;">600</td> <td style="text-align: center;">1,600</td> <td style="text-align: center;">1,500</td> <td style="text-align: center;">164</td> <td style="text-align: center;">1,233</td> <td style="text-align: right;">202,212</td> </tr> <tr> <td>肝機能検査</td> <td style="text-align: center;">1,250</td> <td style="text-align: center;">600</td> <td style="text-align: center;">500</td> <td style="text-align: center;">194</td> <td style="text-align: center;">783</td> <td style="text-align: right;">151,902</td> </tr> </tbody> </table> <p>（注）当省の調査結果による。</p>							参考見積			予定価格			A 医療機関	B 医療機関	C 医療機関	予定 数量	予定価格 (単価)	合計	身長・体重・ 視力・聴力	800	800	800	635	800	508,000	腹囲	0	200	200	194	133	25,802	便潜血反応検査	600	1,600	1,500	164	1,233	202,212	肝機能検査	1,250	600	500	194	783	151,902
	参考見積			予定価格																																											
	A 医療機関	B 医療機関	C 医療機関	予定 数量	予定価格 (単価)	合計																																									
身長・体重・ 視力・聴力	800	800	800	635	800	508,000																																									
腹囲	0	200	200	194	133	25,802																																									
便潜血反応検査	600	1,600	1,500	164	1,233	202,212																																									
肝機能検査	1,250	600	500	194	783	151,902																																									

（注）当省の調査結果による。

表 2 - (2) - ⑨ 予定価格の積算に当たり事前に複数の者から徴取した参考見積書には数倍等の価格差があるにもかかわらず、徴取した見積額の平均額を予定価格としている例③

No.	案件名等	事例の概要等
1	①平成 23 年度在外公館施設の保守・維持管理業務に係る補助職員の派遣 (Aグループ) ②外務省 (大臣官房会計課) ③公益法人 ④ 2 者	外務省では、平成 23 年度において、「在外公館施設の保守・維持管理業務に係る補助職員の派遣 (Aグループ)」について、一般競争入札による契約を締結している。 同省では、本件契約に係る予定価格 (人件費単価) の積算において、厚生労働省が公表している単価及び事前に徴取した 4 者の見積額 (単価) には最大で 3 倍近い差があるにもかかわらず、5 者の平均価格をもって予定価格 (単価) としている。
2	①平成 23 年度在外公館施設の保守・維持管理業務に係る補助職員の派遣 (Bグループ) ②外務省 (大臣官房会計課) ③公益法人 ④ 2 者	外務省では、平成 23 年度において、「在外公館施設の保守・維持管理業務に係る補助職員の派遣 (Bグループ)」について、一般競争入札による契約を締結している。 同省では、本件契約に係る予定価格 (人件費単価) の積算において、厚生労働省が公表している単価及び事前に徴取した 4 者の見積額 (単価) には最大で 3 倍近い差があるにもかかわらず、5 者の平均価格をもって予定価格 (単価) としている。
3	①外交史料館が所蔵する特定歴史公文書等の写しの交付等に係る複写業務 ②外務省 (大臣官房会計課) ③民間事業者 ④ 2 者	外務省では、平成 24 年度において、外交史料館が所蔵する特定歴史公文書等の写しの交付作業等の業務に係る契約について、一般競争入札による契約を締結している。 同省では、本件契約に係る予定価格の積算において、事前に 3 者から参考見積書を徴取しているが、例えば「CD-R 書込み」の項目に係る見積額 (単価) では、3 者間で最大 2 倍の差があるにもかかわらず、3 者の見積額の平均価格をもって予定価格 (単価) としている。
4	①平成 24 年度定期一般健康診断業務 ②農林水産省 (林野庁) ③民間事業者 ④ 2 者	林野庁では、平成 24 年度において、定期一般健康診断に係る業務について、一般競争入札による契約を締結している。 同庁では、本件契約に係る予定価格の積算において、事前に 4 者から見積書を徴取しているが、例えば「循環器の検査 (心電図) (二次検査。受診予定者数 4 人で積算) の項目に係る見積額 (単価) では 4 者間で最大で 85 倍の大幅な価格差があるにもかかわらず、4 者の見積額の平均価格をもって予定価格 (単価) としている。
5	①「平成 22 年度水産白書」の編集等支援業務 (23 年度) ②農林水産省 (水産庁) ③民間事業者 ④ 2 者	水産庁では、「平成 22 年水産白書」 (平成 23 年度に発行) の紙面構成等の編集支援を行う業務について、一般競争入札による契約を締結している。 同庁では、本件契約に係る予定価格の積算において、事前に 2 者から見積書を徴取しているが、例えば「諸経費」の項目に係る見積額 (単価) では 2 者間で 5 倍以上の差があるにもかかわらず、2 者の見積額の平均価格をもって予定価格としている。

6	<p>①「平成 23 年度水産白書」の編集等支援業務(24 年度)</p> <p>②農林水産省（水産庁）</p> <p>③民間事業者</p> <p>④ 1 者</p>	<p>水産庁では、「平成 23 年水産白書」（平成 22 年度に発行）の紙面構成等の編集支援を行う業務について、一般競争入札による契約を締結している。</p> <p>同庁では、本件契約に係る予定価格の積算において、事前に 2 者から見積書を徴取しているが、例えば「諸経費」の項目に係る見積額（単価）では 2 者間で 2 倍を超える差があるにもかかわらず、2 者の見積額の平均価格をもって予定価格としている。</p>
7	<p>①平成 23 年度船舶職員定期健康診断業務</p> <p>②農林水産省（水産庁）</p> <p>③民間事業者</p> <p>④ 2 者</p>	<p>水産庁では、平成 23 年度において、船舶職員を対象とした定期健康診断業務について、一般競争入札による契約を締結している。</p> <p>同庁では、本件契約に係る予定価格の積算において、事前に医療機関 3 者から見積書を徴取しており、当該参考見積りには各項目に係る単価がそれぞれ記載されているが、例えば「石綿検査」の問診・診察の項目に係る見積額（単価）では、最も安価な額を提示した者では 0 円、最も高価な額を提示した者では 1,312 円と大きなかい離があるにもかかわらず、全ての項目について、3 者の見積額の平均価格に必要予定数量を乗じて予定価格としている。</p>
8	<p>①平成 24 年度船舶職員定期健康診断業務</p> <p>②農林水産省（水産庁）</p> <p>③民間事業者</p> <p>④ 1 者</p>	<p>水産庁では、平成 24 年度において、船舶職員を対象とした定期健康診断業務について、一般競争入札による契約を締結している。</p> <p>同庁では、本件契約に係る予定価格の積算において、事前に医療機関 3 者から見積書を徴取しているが、当該参考見積りには各項目に係る単価がそれぞれ記載されているところ、例えば「石綿検査」の問診・診察の項目に係る見積額（単価）では、最も安価な額を提示した者では 0 円、最も高価な額を提示した者では 3,150 円と大きなかい離があるにもかかわらず、全ての項目について、3 者の見積額の平均価格に必要予定数量を乗じて予定価格としている。</p>
9	<p>①平成 24 年度大西洋まぐろ類保存国際委員会（ICCAT）の統合監視取締作業部会の運営支援事業</p> <p>②農林水産省（水産庁）</p> <p>③民間事業者</p> <p>④ 2 者</p>	<p>水産庁では、平成 24 年度において、「大西洋まぐろ類保存国際委員会（ICCAT）の統合監視取締作業部会の運営支援業務」について、一般競争入札による契約を締結している。</p> <p>同庁では、本件契約に係る予定価格の積算において、事前に 2 者から見積書を徴取しているが、例えば「映像機器関連費用」の項目に係る見積額（単価）では、2 者が提示した価格には 4 倍以上の差があるにもかかわらず、2 者の見積額の平均価格をもって予定価格（単価）としている。</p>
10	<p>①平成 24 年度中西部太平洋まぐろ類委員会（WCPFC）第 8 回北小委員会に係る運営支援</p>	<p>水産庁では、平成 24 年度において、「中西部太平洋まぐろ類委員会（WCPFC）第 8 回北小委員会に係る運営支援の業務」について、一般競争入札による契約を締結している。</p>

	<p>の業務</p> <p>②農林水産省（水産庁）</p> <p>③民間事業者</p> <p>④5者</p>	<p>同庁では、本件契約に係る予定価格の積算において、事前に2者から見積書を徴取しているが、例えば「通訳者拘束費用等」の項目に係る見積額（単価）では、2者が提示した価格には約7倍の差があるにもかかわらず、2者の見積額の平均価格をもって予定価格（単価）としている。</p>
11	<p>①平成24年工業統計調査に係る 本社一括調査方式の名簿整備</p> <p>②経済産業省（大臣官房会計課）</p> <p>③民間事業者</p> <p>④2者</p>	<p>経済産業省では、平成24年度において、工業統計調査に係る本社一括調査方式の名簿整備に係る業務について、一般競争入札による契約を締結している。</p> <p>同省では、本件契約に係る予定価格の積算において、事前に2者から見積書を徴取しているが、見積額には約2倍の価格差があるにもかかわらず、2者の見積額の平均価格をもって予定価格としている。</p>
12	<p>①平成24年度電気自動車の賃貸 借</p> <p>②経済産業省（大臣官房会計課）</p> <p>③民間事業者</p> <p>④5者</p>	<p>経済産業省では、平成24年度において、「電気自動車の賃貸借」について、一般競争入札による契約を締結している。</p> <p>同省では、本件契約に係る予定価格の積算において、事前に5者から月額リース料に係る参考見積書（単価）を徴取しており、5者の見積額には最大で2倍近い差があるにもかかわらず、5者の見積額の平均価格をもって予定価格（単価）としている。</p>
13	<p>①平成24年度健康診断業務</p> <p>②経済産業省（東北経済産業局）</p> <p>③民間事業者</p> <p>④3者</p>	<p>東北経済産業局は、平成24年度において、「健康診断業務」について、一般競争入札による契約を締結している。</p> <p>同局では、本件契約に係る予定価格の積算において、事前に3者から見積書を徴取しているが、例えば「血圧測定」の項目に係る見積額（単価）では、3者間で最大で2.5倍の価格差があるにもかかわらず、3者の見積額の平均価格をもって予定価格（単価）としている。</p>

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「案件名等」欄中、①は契約案件の名称を、②は契約実施主体を、③は契約の相手方（法人、個人等の種別）を、④は応札者等の数を、それぞれ表す。

表 2 - (2) - ⑩ 複数の事業者から見積書を徴取することができるにもかかわらず 1 者からしか徴取していない例①

機関等名	公正取引委員会（事務総局官房総務課会計室）
契約案件名	官用車の 24 か月点検
契約方式	競争性のない随意契約（少額随意契約）
契約の相手方	民間事業者
契約日	平成 23 年 4 月 1 日
契約金額（税込）	201,600 円
応札者等数	1 者（見積書を徴取した者の数）
概要	<p>（説明）</p> <p>公正取引委員会では、平成 23 年度において、保有する官用車に係る車検及び定期点検等について、少額随意契約により調達している。</p> <p>同委員会が平成 23 年 4 月に契約した官用車 1 台の 24 か月点検に係る「業者選定理由」をみると、「官用車の点検は、当委員会幹部を安全に運ぶための重要な業務であり、取扱い等には十分な注意が必要であるところ、本件業者は、従来から当委員会所有の官用車の点検を行っている業者であり、その業務には遺漏もなく良好であり、信頼できることから、本件業者に依頼することとしたい。」としており、「信頼できる」とする当該業者 1 者からしか見積書を徴取しておらず、同者見積額をもって契約を締結している。</p> <p>しかし、同委員会の所在する東京都（千代田区）において、官用車に係る 24 か月点検が可能と思われる業者は他にも複数存在することから、同委員会は当該者以外の業者についても契約の相手方とすることを視野に入れて見積書の徴取等を行うことが必要であると考えられる。</p> <p>※ 上記官用車の平成 24 年度における 12 か月点検に係る契約については、複数者から見積書を徴取している。</p>

（注）当省の調査結果による。

表2-(2)-⑪ 複数の事業者から見積書を徴取することができるにもかかわらず1者からしか徴取していない例②

No.	案件名等	事例の概要等
1	①平成23年度新聞記事の早朝クリッピング ②復興庁(予算・会計班) ③民間事業者 ④2者	復興庁では、平成23年度において、新聞記事のクリッピング作業について、一般競争入札による契約を締結している。 同庁では、本件契約に係る予定価格の設定において、他にも本件業務を実施することが可能とみられる業者が複数あるにもかかわらず1者からしか参考見積書を徴取しておらず、同者の見積額をもって予定価格としている。
2	①平成24年度新聞記事の早朝クリッピング ②復興庁(予算・会計班) ③民間事業者 ④2者	復興庁では、平成24年度において、新聞記事のクリッピング作業について、一般競争入札による契約を締結している。 同庁では、本件契約に係る予定価格の設定において、他にも本件業務を実施することが可能とみられる業者が複数あるにもかかわらず1者からしか参考見積書を徴取しておらず、同者の見積額をもって予定価格としている。
3	①車検整備等(本局第1実測車) ②法務省(富山地方法務局) ③民間事業者 ④-	富山地方法務局では、平成23年5月23日に、車検整備等業務について、少額随意契約により調達している。 同局では、本件契約について、他にも本件業務を実施することが可能とみられる業者が複数あるにもかかわらず1者(ディーラー)からしか見積書を徴取しておらず、同者の見積価格をもって契約している。
4	①車検整備等(砺波実測車) ②法務省(富山地方法務局) ③民間事業者 ④-	富山地方法務局では、平成23年7月1日に、車検整備等業務について、少額随意契約により調達している。 同局では、本件契約について、他にも本件業務を実施することが可能とみられる業者が複数あるにもかかわらず1者(ディーラー)からしか見積書を徴取しておらず、同者の見積価格をもって契約している。
5	①車検整備等(魚津実測車) ②法務省(富山地方法務局) ③民間事業者 ④-	富山地方法務局では、平成23年9月13日に、車検整備等業務について、少額随意契約により調達している。 同局では、本件契約について、他にも本件業務を実施することが可能とみられる業者が複数あるにもかかわらず1者(ディーラー)からしか見積書を徴取しておらず、同者の見積価格をもって契約している。
6	①車検整備等(高岡実測車) ②法務省(富山地方法務局) ③民間事業者 ④-	富山地方法務局では、平成23年10月13日に、車検整備等業務について、少額随意契約により調達している。 同局では、本件契約について、他にも本件業務を実施することが可能とみられる業者が複数あるにもかかわらず1者(ディーラー)からしか見積書を徴取しておらず、同者の見積価格をもって契約している。
7	①車検整備等(地図車)	富山地方法務局では、平成23年11月1日に、車検整備等業務につ

	<p>②法務省（富山地方法務局）</p> <p>③民間事業者</p> <p>④－</p>	<p>いて、少額随意契約により調達している。</p> <p>同局では、本件契約について、他にも本件業務を実施することが可能とみられる業者が複数あるにもかかわらず1者（ディーラー）からしか見積書を徴取しておらず、同者の見積価格をもって契約している。</p> <p>※ 上記公用車は、平成24年1月、富山地方法務局管外に管理換えされており、24年度以降、同局において上記公用車の車検整備・点検等業務に係る契約は締結されていない。</p>
8	<p>①車検整備等（本局第3実測車）</p> <p>②法務省（富山地方法務局）</p> <p>③民間事業者</p> <p>④－</p>	<p>富山地方法務局では、平成23年11月24日に、車検整備等業務について、少額随意契約により調達している。</p> <p>同局では、本件契約について、他にも本件業務を実施することが可能とみられる業者が複数あるにもかかわらず1者（ディーラー）からしか見積書を徴取しておらず、同者の見積価格をもって契約している。</p>
9	<p>①車検整備等（局車）</p> <p>②法務省（富山地方法務局）</p> <p>③民間事業者</p> <p>④－</p>	<p>富山地方法務局では、平成24年1月6日に、車検整備等業務について、少額随意契約により調達している。</p> <p>同局では、本件契約について、他にも本件業務を実施することが可能とみられる業者が複数あるにもかかわらず1者（ディーラー）からしか見積書を徴取しておらず、同者の見積価格をもって契約している。</p>
10	<p>①車検整備等（本局第1実測車）</p> <p>②法務省（富山地方法務局）</p> <p>③民間事業者</p> <p>④－</p>	<p>富山地方法務局では、平成24年6月1日に、車検整備等業務について、少額随意契約により調達している。</p> <p>同局では、本件契約について、他にも本件業務を実施することが可能とみられる業者が複数あるにもかかわらず1者（ディーラー）からしか見積書を徴取しておらず、同者の見積価格をもって契約している。</p>
11	<p>①車検整備（砺波実測車）</p> <p>②法務省（富山地方法務局）</p> <p>③民間事業者</p> <p>④－</p>	<p>富山地方法務局では、平成24年6月18日に、車検整備等業務について、少額随意契約により調達している。</p> <p>同局では、本件契約について、他にも本件業務を実施することが可能とみられる業者が複数あるにもかかわらず1者（ディーラー）からしか見積書を徴取しておらず、同者の見積価格をもって契約している。</p>
12	<p>①車検整備（魚津実測車）</p> <p>②法務省（富山地方法務局）</p> <p>③民間事業者</p> <p>④－</p>	<p>富山地方法務局では、平成24年9月4日に、車検整備等業務について、少額随意契約により調達している。</p> <p>同局では、本件契約について、他にも本件業務を実施することが可能とみられる業者が複数あるにもかかわらず1者（ディーラー）からしか見積書を徴取しておらず、同者の見積価格をもって契約している。</p>
13	<p>①車検整備（高岡実測車）</p> <p>②法務省（富山地方法務局）</p> <p>③民間事業者</p> <p>④－</p>	<p>富山地方法務局では、平成24年10月2日に、車検整備等業務について、少額随意契約により調達している。</p> <p>同局では、本件契約について、他にも本件業務を実施することが可能とみられる業者が複数あるにもかかわらず1者（ディーラー）からしか見積書を徴取しておらず、同者の見積価格をもって契約している。</p>
14	<p>①車検整備（本局第3実測車）</p>	<p>富山地方法務局では、平成24年12月3日に、車検整備等業務について、少額随意契約により調達している。</p>

	<p>②法務省（富山地方方法務局）</p> <p>③民間事業者</p> <p>④－</p>	<p>同局では、本件契約について、他にも本件業務を実施することが可能とみられる業者が複数あるにもかかわらず1者（ディーラー）からしか見積書を徴取しておらず、同者の見積価格をもって契約している。</p>
15	<p>①公用車の車検及び法定点検業務</p> <p>②法務省（金沢地方方法務局）</p> <p>③民間事業者</p> <p>④－</p>	<p>金沢地方方法務局では、平成23年6月6日に、車検整備等業務について、少額随意契約により調達している。</p> <p>同局では、本件契約について、他にも本件業務を実施することが可能とみられる業者が複数あるにもかかわらず1者（ディーラー）からしか見積書を徴取しておらず、同者の見積価格をもって契約している。</p>
16	<p>①公用車の車検及び法定点検業務</p> <p>②法務省（金沢地方方法務局）</p> <p>③民間事業者</p> <p>④－</p>	<p>金沢地方方法務局では、平成23年7月11日に、車検整備等業務について、少額随意契約により調達している。</p> <p>同局では、本件契約について、他にも本件業務を実施することが可能とみられる業者が複数あるにもかかわらず1者（ディーラー）からしか見積書を徴取しておらず、同者の見積価格をもって契約している。</p> <p>※ 上記公用車の平成25年度における12か月点検に係る契約については、複数者から見積書を徴取している。</p>
17	<p>①公用車の車検及び法定点検業務</p> <p>②法務省（金沢地方方法務局）</p> <p>③民間事業者</p> <p>④－</p>	<p>金沢地方方法務局では、平成23年8月10日に、車検整備等業務について、少額随意契約により調達している。</p> <p>同局では、本件契約について、他にも本件業務を実施することが可能とみられる業者が複数あるにもかかわらず1者（ディーラー）からしか見積書を徴取しておらず、同者の見積価格をもって契約している。</p> <p>※ 上記公用車の平成25年度における12か月点検に係る契約については、複数者から見積書を徴取している。</p>
18	<p>①公用車の車検及び法定点検業務</p> <p>②法務省（金沢地方方法務局）</p> <p>③民間事業者</p> <p>④－</p>	<p>金沢地方方法務局では、平成23年8月29日に、車検整備等業務について、少額随意契約により調達している。</p> <p>同局では、本件契約について、他にも本件業務を実施することが可能とみられる業者が複数あるにもかかわらず1者（ディーラー）からしか見積書を徴取しておらず、同者の見積価格をもって契約している。</p> <p>※ 上記公用車の平成25年度における12か月点検に係る契約については、複数者から見積書を徴取している。</p>
19	<p>①公用車の車検及び法定点検業務</p> <p>②法務省（金沢地方方法務局）</p> <p>③民間事業者</p> <p>④－</p>	<p>金沢地方方法務局では、平成23年10月13日に、車検整備等業務について、少額随意契約により調達している。</p> <p>同局では、本件契約について、他にも本件業務を実施することが可能とみられる業者が複数あるにもかかわらず1者（ディーラー）からしか見積書を徴取しておらず、同者の見積価格をもって契約している。</p> <p>※ 上記公用車は、平成24年10月に廃車にされており、24年度以降、同局において上記公用車の車検整備・点検等業務に係る契約は締結されていない。</p>
20	<p>①公用車の車検及び法定点検業務</p> <p>②法務省（金沢地方方法務局）</p> <p>③民間事業者</p>	<p>金沢地方方法務局では、平成24年1月24日に、車検整備等業務について、少額随意契約により調達している。</p> <p>同局では、本件契約について、他にも本件業務を実施することが可能とみられる業者が複数あるにもかかわらず1者（ディーラー）からしか見積書を徴取しておらず、同者の見積価格をもって契約している。</p>

	④ー	
21	①公用車の車検及び法定 点検業務 ②法務省（金沢地方法務 局） ③民間事業者 ④ー	金沢地方法務局では、平成 24 年 5 月 30 日に、車検整備等業務について、少額随意契約により調達している。 同局では、本件契約について、他にも本件業務を実施することが可能とみられる業者が複数あるにもかかわらず 1 者（ディーラー）からしか見積書を徴取しておらず、同者の見積価格をもって契約している。 ※ 上記公用車の平成 25 年度における 12 か月点検に係る契約については、複数者から見積書を徴取している。
22	①公用車の車検及び法定 点検業務 ②法務省（金沢地方法務 局） ③民間事業者 ④ー	金沢地方法務局では、平成 24 年 7 月 6 日に、車検整備等業務について、少額随意契約により調達している。 同局では、本件契約について、他にも本件業務を実施することが可能とみられる業者が複数あるにもかかわらず 1 者（ディーラー）からしか見積書を徴取しておらず、同者の見積価格をもって契約している。 ※ 上記公用車の平成 25 年度における 12 か月点検に係る契約については、複数者から見積書を徴取している。
23	①公用車の車検及び法定 点検業務 ②法務省（金沢地方法務 局） ③民間事業者 ④ー	金沢地方法務局では、平成 24 年 8 月 23 日に、車検整備等業務について、少額随意契約により調達している。 同局では、本件契約について、他にも本件業務を実施することが可能とみられる業者が複数あるにもかかわらず 1 者（ディーラー）からしか見積書を徴取しておらず、同者の見積価格をもって契約している。 ※ 上記公用車の平成 25 年度における 12 か月点検に係る契約については、複数者から見積書を徴取している。
24	①公用車の車検及び法定 点検業務 ②法務省（金沢地方法務 局） ③民間事業者 ④ー	金沢地方法務局では、平成 24 年 9 月 7 日に、車検整備等業務について、少額随意契約により調達している。 同局では、本件契約について、他にも本件業務を実施することが可能とみられる業者が複数あるにもかかわらず 1 者（ディーラー）からしか見積書を徴取しておらず、同者の見積価格をもって契約している。 ※ 上記公用車の平成 25 年度における 12 か月点検に係る契約については、複数者から見積書を徴取している。
25	①官用車 24 か月点検業務 ②法務省（公安調査庁四国 公安調査局） ③民間事業者 ④ー	四国公安調査局では、同局が保有する官用車の車検整備について、少額随意契約により調達しているが、平成 24 年 6 月 25 日に実施した官用車（1 台）の車検整備契約について、他にも対象となる事業者が複数あるにもかかわらず 1 者（ディーラー）からしか見積書を徴取しておらず、同者の見積価格をもって契約している。 なお、四国公安調査局では、当該車両の他に 10 台の官用車を保有しているが、車検整備費用については、全て同様の手続により支出しているとしている。 ※ 公安調査庁では、平成 25 年 12 月 3 日、各公安調査局に対し、事務連絡により、官用自動車の車検及び定期点検における役務契約を行う際には、複数者から見積りを徴取の上実施することとするよう指導している。
26	①平成 22 年度国民健康保 険事業年報の印刷 ②厚生労働省（大臣官房会 計課）	厚生労働省では、平成 24 年度において、「平成 22 年度国民健康保険事業年報の印刷」について、少額随意契約により調達しているが、他にも本件業務を実施することが可能とみられる業者が複数あるにもかかわらず 1 者からしか見積書を徴取しておらず、同者の見積価格を

	③民間事業者 ④－	もって契約を締結している。
27	①男女雇用機会均等法の あらし外1件の印刷 ②厚生労働省（大臣官房会 計課） ③民間事業者 ④－	厚生労働省では、平成24年度において、「男女雇用機会均等法のあらし外1件の印刷」について、少額随意契約により調達しているが、他にも本件業務を実施することが可能とみられる業者が複数あるにもかかわらず1者からしか見積書を徴取しておらず、同者の見積価格をもって契約を締結している。
28	①永年勤続表彰（大臣表 彰）の表彰・感謝状の印 刷業務 ②厚生労働省（大臣官房会 計課） ③民間事業者 ④－	厚生労働省では、平成24年度において、「永年勤続表彰（大臣表彰）の表彰・感謝状の印刷業務」について、少額随意契約により調達しているが、他にも本件業務を実施することが可能とみられる業者が複数あるにもかかわらず1者からしか見積書を徴取しておらず、同者の見積価格をもって契約を締結している。
29	①官用車の車検整備業務 ②経済産業省（東北経済産 業局） ③民間事業者 ④－	東北経済産業局では、平成23年度において、官用車の車検整備業務について、少額随意契約により調達しているが、他にも本件業務を実施することが可能とみられる業者が複数あるにもかかわらず1者（ディーラー）からしか見積書を徴取しておらず、同者の見積価格をもって契約を締結している。
30	①官用車の定期点検（継続 検査）等請負契約 ②国土交通省（中部運輸 局） ③民間事業者 ④－	中部運輸局では、平成23年11月25日に、福井運輸支局で使用する官用車に係る点検業務について、少額随意契約により調達している。 同局では、本件契約について、他にも本件業務を実施することが可能とみられる業者が複数あるにもかかわらず1者（ディーラー）からしか見積書を徴取しておらず、同者の見積価格をもって契約している。
31	①官用車の定期点検（継続 検査）等請負契約 ②国土交通省（中部運輸 局） ③民間事業者 ④－	中部運輸局では、平成24年1月20日に、岐阜運輸支局で使用する官用車に係る車検整備業務について、少額随意契約により調達している。 同局では、本件契約について、他にも本件業務を実施することが可能とみられる業者が複数あるにもかかわらず1者（ディーラー）からしか見積書を徴取しておらず、同者の見積価格をもって契約している。
32	①官用車の定期点検（継続 検査）等請負契約 ②国土交通省（中部運輸 局） ③民間事業者 ④－	中部運輸局では、平成24年2月3日に、豊橋自動車検査登録事務所で使用する官用車に係る点検業務について、少額随意契約により調達している。 同局では、本件契約について、他にも本件業務を実施することが可能とみられる業者が複数あるにもかかわらず1者（ディーラー）からしか見積書を徴取しておらず、同者の見積価格をもって契約している。
33	①官用車の定期点検（継続 検査）等請負契約	中部運輸局では、平成24年2月17日に、愛知運輸支局で使用する官用車に係る点検業務について、少額随意契約により調達している。

	<p>②国土交通省（中部運輸局）</p> <p>③民間事業者</p> <p>④－</p>	<p>同局では、本件契約について、他にも本件業務を実施することが可能とみられる業者が複数あるにもかかわらず1者（ディーラー）からしか見積書を徴取しておらず、同者の見積価格をもって契約している。</p>
34	<p>①官用車の定期点検（継続検査）等請負契約</p> <p>②国土交通省（中部運輸局）</p> <p>③民間事業者</p> <p>④－</p>	<p>中部運輸局では、平成24年2月22日に、三重運輸支局で使用する官用車に係る車検整備業務について、少額随意契約により調達している。</p> <p>同局では、本件契約について、他にも本件業務を実施することが可能とみられる業者が複数あるにもかかわらず1者（ディーラー）からしか見積書を徴取しておらず、同者の見積価格をもって契約している。</p>
35	<p>①官用車の定期点検（継続検査）等請負契約</p> <p>②国土交通省（中部運輸局）</p> <p>③民間事業者</p> <p>④－</p>	<p>中部運輸局では、平成24年3月2日に、三重運輸支局で使用する官用車に係る車検整備業務について、少額随意契約により調達している。</p> <p>同局では、本件契約について、他にも本件業務を実施することが可能とみられる業者が複数あるにもかかわらず1者（ディーラー）からしか見積書を徴取しておらず、同者の見積価格をもって契約している。</p>
36	<p>①官用車の定期点検（継続検査）等請負契約</p> <p>②国土交通省（中部運輸局）</p> <p>③民間事業者</p> <p>④－</p>	<p>中部運輸局では、平成24年3月6日に、愛知運輸支局で使用する官用車に係る車検整備業務について、少額随意契約により調達している。</p> <p>同局では、本件契約について、他にも本件業務を実施することが可能とみられる業者が複数あるにもかかわらず1者（ディーラー）からしか見積書を徴取しておらず、同者の見積価格をもって契約している。</p>
37	<p>①官用車の定期点検（継続検査）等請負契約</p> <p>②国土交通省（中部運輸局）</p> <p>③民間事業者</p> <p>④－</p>	<p>中部運輸局では、平成24年3月8日に、清水庁舎で使用する車検整備業務について、少額随意契約により調達している。</p> <p>同局では、本件契約について、他にも本件業務を実施することが可能とみられる業者が複数あるにもかかわらず1者（ディーラー）からしか見積書を徴取しておらず、同者の見積価格をもって契約している。</p>
38	<p>①航空交通管制職員の身体検査</p> <p>②国土交通省（東京航空局新潟空港事務所）</p> <p>③民間事業者</p> <p>④－</p>	<p>新潟空港事務所では、平成21年度に、上部機関である東京航空局による内部監査において、特別な理由がなく1者からしか見積りを徴していない随意契約案件について指摘を受けたとしている。</p> <p>しかし、同所では、平成24年度第1回目の航空交通管制職員の身体検査に係る請負契約について、少額随意契約により調達しているが、1者からしか見積書を徴していない。</p>
39	<p>①今後の自動車単体騒音低減対策のあり方についての答申等の翻訳</p> <p>②環境省（大臣官房会計課）</p> <p>③民間事業者</p>	<p>環境省では、平成24年4月に、「今後の自動車単体騒音低減対策のあり方についての答申等」に係る翻訳について、少額随意契約により調達しているが、他にも本件業務を実施することが可能とみられる業者が複数あるにもかかわらず1者からしか見積書を徴取しておらず、同者の見積価格をもって契約している。</p>

	④ー	
40	①12 か月定期点検 ②環境省（大臣官房会計課） ③民間事業者 ④ー	環境省では、平成 24 年 4 月に、官用車に係る 12 か月点検について、少額随意契約により調達しているが、他にも本件業務を実施することが可能とみられる業者が複数あるにもかかわらず当該官用車を購入したディーラー 1 者からしか見積書を徴取しておらず、同者の見積価格をもって契約している。
41	①健康診断 ②環境省（東北地方環境事務所） ③民間事業者 ④ー	東北地方環境事務所では、平成 24 年度において、健康診断業務について、少額随意契約により調達しているが、1 者からしか見積書を徴取しておらず、同者の見積価格をもって契約している。
42	①官用車車検整備 ②環境省（東北地方環境事務所） ③民間事業者 ④ー	東北地方環境事務所では、平成 24 年度において、官用車に係る車検整備業務について、少額随意契約により調達しているが、他にも本件業務を実施することが可能とみられる業者が複数あるにもかかわらず 1 者（ディーラー）からしか見積書を徴取しておらず、同者の見積価格をもって契約している。
43	①平成 23 年度燃料輸送 ②防衛省（海上自衛隊呉地方総監部） ③民間事業者 ④ー	海上自衛隊呉地方総監部では、平成 23 年度において、燃料輸送に係る業務について、少額随意契約により調達しているが、他にも本件業務を実施することが可能とみられる業者が複数あるにもかかわらず 1 者からしか見積書を徴取しておらず、同者の見積価格をもって契約している。  なお、同部では、予定価格に応じて少額随意契約の見積書の指名業者数の標準を定めており、同標準においては、予定価格が 50 万円以上 80 万円未満の区分に該当するものについては 4 者以上から見積書を徴取することとされており、本件の予定価格はこれに該当するものとなっている。

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「案件名等」欄中、①は契約案件の名称を、②は契約実施主体を、③は契約の相手方（法人、個人等の種別）を、④は応札者等の数を、それぞれ表す。

表2-2-⑫ 2者以上から見積書を徴取しているものの毎回同じ組合せの者となっているなどの例①

機関等名	国土交通省（九州地方整備局唐津港湾事務所）																																							
	〔平成23年度〕		〔平成24年度〕																																					
契約案件名	一般定期健康診断		一般定期健康診断																																					
契約方式	競争性のない随意契約（少額随意契約）		競争性のない随意契約（少額随意契約）																																					
契約の相手方	民間事業者		民間事業者																																					
契約日	平成23年8月9日		平成24年7月27日																																					
契約金額（税込）	112,140円		115,015円																																					
応札者等数	3者（見積書を徴取した者の数）		3者（見積書を徴取した者の数）																																					
概要	<p>（説明）</p> <p>唐津港湾事務所では、平成23年度において、一般定期健康診断について、少額随意契約により調達している。</p> <p>同所では、唐津市内に所在する医療機関3者から見積書を徴取し、最低価格を提示した者と契約を締結しているが、平成24年度においても23年度と同じ組合せの3者から見積書を徴取し、最低価格を提示した23年度と同一の者と契約を締結している。</p> <p>当該業務に係る見積書の徴取先は、平成21年度以降A、B及びCという特定の3者で固定された状態となっているが、各者が提示した見積額をみると、3者の見積額の順位は、いずれの年度においてもCが最も高く、最も安いAの2倍程度になっている。</p> <p>表 唐津港湾事務所の定期健診に係る見積書の徴取状況</p> <p style="text-align: right;">（単位：人、円）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>受診者数</td> <td>不明</td> <td>17人</td> <td>13人</td> <td>11人</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">各医療機関の見積額</td> <td>A</td> <td>144,480</td> <td>156,870</td> <td>(16,590)</td> <td>115,015</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>246,350</td> <td>256,600</td> <td>(27,500)</td> <td>218,520</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>338,259</td> <td>343,702</td> <td>(32,360)</td> <td>227,370</td> </tr> <tr> <td>AとCの価格差</td> <td>約2.3倍</td> <td>約2.2倍</td> <td>約2倍</td> <td>約2倍</td> </tr> <tr> <td>契約金額</td> <td>144,480</td> <td>156,870</td> <td>112,140</td> <td>115,015</td> </tr> </tbody> </table> <p>（注） 1 唐津港湾事務所の資料に基づき、当省が作成した。                  2 金額は、消費税込みである。                  3 平成23年度は受診者1人当たりの単価で見積書を徴取している。当該単価について、実際の受診項目は受診者により異なること等から、単価に受診者数（13人）を乗じても契約金額とは一致しない。</p> <p>同所では、見積書の徴取先が毎年度同一の者となっていることについて、近隣の総合検診を行う病院を選定し見積依頼を行ったところ、見積提出を辞退する病院もあり、結果として同じ3者の組合せとなっていたと説明している。しかし、それを勘案しても、唐津市内には健康診断の実施が可能と思われる医療機関は他にも複数あり、それらの医療機関についても契約の相手方とすることを視野に入れて見積書の徴取等を行い、少額随意契約においても競争的手法の導入に努めることが必要であると考えられる。</p> <p>※ 平成25年度の本業務に係る契約については、5者に見積書の提出を依頼し、新規参入の2者を含む3者から見積書を徴取している。</p>				区分	平成21年度	22年度	23年度	24年度	受診者数	不明	17人	13人	11人	各医療機関の見積額	A	144,480	156,870	(16,590)	115,015	B	246,350	256,600	(27,500)	218,520	C	338,259	343,702	(32,360)	227,370	AとCの価格差	約2.3倍	約2.2倍	約2倍	約2倍	契約金額	144,480	156,870	112,140	115,015
区分	平成21年度	22年度	23年度	24年度																																				
受診者数	不明	17人	13人	11人																																				
各医療機関の見積額	A	144,480	156,870	(16,590)	115,015																																			
	B	246,350	256,600	(27,500)	218,520																																			
	C	338,259	343,702	(32,360)	227,370																																			
AとCの価格差	約2.3倍	約2.2倍	約2倍	約2倍																																				
契約金額	144,480	156,870	112,140	115,015																																				

（注） 当省の調査結果による。

表 2- (2) - ⑬ 2者以上から見積書を徴取しているものの毎回同じ組合せの者となっているなどの例②

機関等名	防衛省（北関東防衛局新潟防衛事務所）													
契約案件名	官用車整備費（車検整備一式）													
契約方式	競争性のない随意契約（少額随意契約）													
契約の相手方	民間事業者													
契約日	平成 24 年 7 月 1 日													
契約金額（税込）	116,511 円													
応札者等数	2 者（見積書を徴取した者の数）													
概要	<p>（説明）</p> <p>新潟防衛事務所では、平成 24 年度において、官用車の車検について、少額随意契約により調達している。</p> <p>同所では、平成 24 年 7 月に契約した官用車 1 台に係る車検について、2 者から見積書を徴取しているものの、その徴取先は当該官用車を購入したディーラーの本社及び支店となっている。</p> <p>表 車検における見積書の取得と契約の状況</p> <p style="text-align: right;">（単位：円）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">ディーラー（本社）</th> <th style="width: 33%;">ディーラー（支店）</th> <th style="width: 33%;">契約金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>（車検整備一式） 66,961</td> <td>（車検整備一式） 71,738</td> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;"><u>116,511</u></td> </tr> <tr> <td>（従量税） 24,600</td> <td>（従量税） 24,600</td> </tr> <tr> <td>（自賠責） 24,950</td> <td>（自賠責） 24,950</td> </tr> <tr> <td>（合 計） <u>116,511</u></td> <td>（合 計） 121,288</td> </tr> </tbody> </table> <p>（注）新潟防衛事務所提出資料に基づき、当省が作成した。</p> <p>同所の所在する新潟市においては、車検業務の実施が可能と思われる業者は他にも複数存在することから、ディーラー以外の業者についても契約の相手方とすることを視野に入れて見積書の徴取等を行い、少額随意契約においても競争的手法の導入に努めることが必要であると考えられる。</p>		ディーラー（本社）	ディーラー（支店）	契約金額	（車検整備一式） 66,961	（車検整備一式） 71,738	<u>116,511</u>	（従量税） 24,600	（従量税） 24,600	（自賠責） 24,950	（自賠責） 24,950	（合 計） <u>116,511</u>	（合 計） 121,288
ディーラー（本社）	ディーラー（支店）	契約金額												
（車検整備一式） 66,961	（車検整備一式） 71,738	<u>116,511</u>												
（従量税） 24,600	（従量税） 24,600													
（自賠責） 24,950	（自賠責） 24,950													
（合 計） <u>116,511</u>	（合 計） 121,288													

（注）当省の調査結果による。

表 2 - (2) - ⑭ 2者以上から見積書を徴取しているものの毎回同じ組合せの者となっているなどの例③

No.	案件名等	事例の概要等
1	①一般廃棄物収集運搬処分業務 ②国家公安委員会（警察庁中国管区警察局） ③民間事業者 ④－	<p>中国管区警察局では、平成 24 年度において、一般廃棄物収集運搬処分業務（分庁舎分）について、少額随意契約により調達している。</p> <p>同局では、本件契約について、他にも本件業務を実施することが可能とみられる業者が複数あるにもかかわらず、平成 23 年度と同じ組合せの A 及び B の 2 者からしか見積書を徴取しておらず、両年度ともより安価な見積額を提示した A と契約を締結している。</p> <p>また、両年度とも、B の見積額は A の見積額の約 13 倍となっており、見積書を徴取する事業者の選定方法について検討の余地があるものと考えられる。</p> <p>※ 平成 25 年度の本業務に係る契約においては、A 及び B の組合せ以外の者から見積書を徴取している。</p>
2	①健康管理業務委託 ②国家公安委員会（警察庁中国管区警察局） ③民間事業者 ④－	<p>中国管区警察局では、平成 24 年度において、健康管理業務委託について、少額随意契約により調達している。</p> <p>同局では、本件契約について、他にも本件業務を実施することが可能とみられる業者が複数あるにもかかわらず、平成 23 年度と同じ組合せの A 及び B の 2 者しか見積書の徴取対象としておらず、両年度ともより安価な見積額を提示した A と契約を締結している。</p> <p>※ 平成 24 年度については、B は見積書提出を辞退しているにもかかわらず、中国管区警察局は B 以外の者から見積書を徴取していない。</p>
3	①通信機器等運送業務 ②国家公安委員会（警察庁中国管区警察局） ③民間事業者 ④－	<p>中国管区警察局では、平成 24 年度において、通信機器等運送業務について、少額随意契約により調達している。</p> <p>同局では、本件契約について、他にも本件業務を実施することが可能とみられる業者が複数あるにもかかわらず、平成 23 年度と同じ組合せの A、B 及び C の 3 者だけを対象に見積書の提出依頼を行っている。</p> <p>また、平成 23 年度には、B 及び C が、24 年度には B が見積書提出を辞退しているにもかかわらず、A、B 及び C しか見積書の徴取対象としておらず、両年度とも安価な見積額を提示した A と契約を締結している。</p> <p>※ 平成 23 年度について、C は東日本大震災の発生により対応が困難として、見積書の提出を辞退している。</p> <p>※ 平成 25 年度の本業務に係る契約において、A、B 及び C の 3 者以外の者から見積書を徴取している。</p>
4	①保安統括者（鋳業権者）会議資料 ②経済産業省（四国経済産業局） ③民間事業者 ④－	<p>四国経済産業局では、平成 24 年度において、「保安統括者（鋳業権者）会議資料」に係る印刷の請負業務について、少額随意契約により調達している。</p> <p>同局では、本件契約について、他にも本件業務を実施することが可能とみられる業者が複数あるにもかかわらず、平成 23</p>

		<p>年度と同じ組合せのA、B及びCの3者からしか見積書を徴取しておらず、両年度ともより安価な見積額を提示したAと契約を締結している。</p> <p>※ 平成25年度の本業務に係る契約については、オープンカウンター方式を採用しており、5者から見積書を徴取している。</p>
5	<p>①自家用電気工作物保安管理業務</p> <p>②国土交通省（中国地方整備局広島港湾・空港整備事務所）</p> <p>③民間事業者</p> <p>④－</p>	<p>広島港湾・空港整備事務所では、平成24年度において、「自家用電気工作物保安管理業務」について、少額随意契約により調達している。</p> <p>同所では、本件契約について、他にも本件業務を実施することが可能とみられる業者が複数あるにもかかわらず、平成23年度と同じ組合せのA及びBの2者からしか見積書を徴取しておらず、両年度ともより安価な見積額を提示したAと契約を締結している。</p>
6	<p>①廃棄物処分契約</p> <p>②国土交通省（中国運輸局）</p> <p>③民間事業者</p> <p>④－</p>	<p>中国運輸局では、平成24年度において、福山自動車検査事務所に係る廃棄物処理契約について、少額随意契約により調達している。</p> <p>同局では、本件契約について、他にも本件業務を実施することが可能とみられる業者が複数あるにもかかわらず、平成23年度と同じ組合せのA及びBの2者からしか見積書を徴取しておらず、両年度ともより安価な見積額を提示したAと契約を締結している。</p>
7	<p>①広島支局庁舎清掃年間契約</p> <p>②国土交通省（中国運輸局）</p> <p>③民間事業者</p> <p>④－</p>	<p>中国運輸局では、平成24年度において、「広島支局庁舎清掃年間契約」について、少額随意契約により調達している。</p> <p>同局では、本件契約について、他にも本件業務を実施することが可能とみられる業者が複数あるにもかかわらず、平成23年度と同じ組合せのA、B、C及びDの4者からしか見積書を徴取しておらず、両年度ともより安価な見積額を提示したAと契約を締結している。</p>
8	<p>①福山自動車検査事務所庁舎清掃年間契約</p> <p>②国土交通省（中国運輸局）</p> <p>③民間事業者</p> <p>④－</p>	<p>中国運輸局では、平成24年度において、「福山自動車検査事務所庁舎清掃年間契約」について、少額随意契約により調達している。</p> <p>同局では、本件契約について、他にも本件業務を実施することが可能とみられる業者が複数あるにもかかわらず、平成23年度と同じ組合せのA、B及びCの3者からしか見積書を徴取しておらず、両年度ともより安価な見積額を提示したAと契約を締結している。</p>
9	<p>①鳥取支局庁舎清掃年間契約</p> <p>②国土交通省（中国運輸局）</p> <p>③民間事業者</p> <p>④－</p>	<p>中国運輸局では、平成24年度において、「鳥取支局庁舎清掃年間契約」について、少額随意契約により調達している。</p> <p>同局では、本件契約について、他にも本件業務を実施することが可能とみられる業者が複数あるにもかかわらず、平成23年度と同じ組合せのA、B及びCの3者からしか見積書を徴取</p>

		しておらず、両年度ともより安価な見積額を提示したAと契約を締結している。
10	①島根支局庁舎清掃年間契約 ②国土交通省（中国運輸局） ③民間事業者 ④－	中国運輸局では、平成24年度において、「島根支局庁舎清掃年間契約」について、少額随意契約により調達している。 同局では、本件契約について、他にも本件業務を実施することが可能とみられる業者が複数あるにもかかわらず、平成23年度と同じ組合せのA、B及びCの3者からしか見積書を徴取しておらず、両年度ともより安価な見積額を提示したAと契約を締結している。
11	①山口支局庁舎清掃年間契約 ②国土交通省（中国運輸局） ③民間事業者 ④－	中国運輸局では、平成24年度において、「山口支局庁舎清掃年間契約」について、少額随意契約により調達している。 同局では、本件契約について、他にも本件業務を実施することが可能とみられる業者が複数あるにもかかわらず、平成23年度と同じ組合せのA、B及びCの3者からしか見積書を徴取しておらず、両年度ともより安価な見積額を提示したAと契約を締結している。
12	①島根支局空調機保守年間契約 ②国土交通省（中国運輸局） ③民間事業者 ④－	中国運輸局では、平成24年度において、「島根支局空調機保守年間契約」について、少額随意契約により調達している。 同局では、本件契約について、他にも本件業務を実施することが可能とみられる業者が複数あるにもかかわらず、平成23年度と同じ組合せのA及びBの2者からしか見積書を徴取しておらず、両年度ともより安価な見積額を提示したAと契約を締結している。
13	①岡山支局空調機保守年間契約 ②国土交通省（中国運輸局） ③民間事業者 ④－	中国運輸局では、平成24年度において、「岡山支局空調機保守年間契約」について、少額随意契約により調達している。 同局では、本件契約について、他にも本件業務を実施することが可能とみられる業者が複数あるにもかかわらず、平成23年度と同じ組合せのA及びBの2者からしか見積書を徴取しておらず、両年度ともより安価な見積額を提示したAと契約を締結している。
14	①山口支局空調機保守年間契約 ②国土交通省（中国運輸局） ③民間事業者 ④－	中国運輸局では、平成24年度において、「山口支局空調機保守年間契約」について、少額随意契約により調達している。 同局では、本件契約について、他にも本件業務を実施することが可能とみられる業者が複数あるにもかかわらず、平成23年度と同じ組合せのA及びBの2者からしか見積書を徴取しておらず、両年度ともより安価な見積額を提示したAと契約を締結している。
15	①構内警備委託 ②国土交通省（海上保安庁海上保安大学校）	海上保安大学校では、平成24年度において、「構内警備委託」について、少額随意契約により調達している。 同校では、本件契約について、他にも本件業務を実施するこ

	③民間事業者 ④－	とが可能とみられる業者が複数あるにもかかわらず、平成 23 年度と同じ組合せの A 及び B の 2 者からしか見積書を徴取しておらず、両年度ともより安価な見積額を提示した A と契約を締結している。 また、B の見積額は両年度とも A の見積額の 4.2 倍で 300 万円以上の差が生じており、当該 2 者の組合せでは、実質的な競争性が働いているとは考え難い状況となっている。
16	①清掃委託業務 ②国土交通省（海上保安庁海上保安大学校） ③民間事業者 ④－	海上保安大学校では、平成 24 年度において、「清掃委託業務」について、少額随意契約により調達している。 同校では、本件契約について、他にも本件業務を実施することが可能とみられる業者が複数あるにもかかわらず、平成 23 年度と同じ組合せの A 及び B の 2 者からしか見積書を徴取しておらず、両年度ともより安価な見積額を提示した A と契約を締結している。 また、B の見積額は両年度とも A の見積額の約 1.3 倍で 30 万円以上の差が生じており、当該 2 者の組合せでは、実質的な競争性が働いているとは考え難い状況となっている。
17	①書類運送契約(年間契約) ②防衛省（中国四国防衛局） ③民間事業者 ④－	中国四国防衛局では、平成 24 年度において、「書類運送契約（年間契約）」について、少額随意契約により調達している。 同局では、本件契約について、他にも本件業務を実施することが可能とみられる業者が複数あるにもかかわらず、平成 23 年度と同じ組合せの A、B 及び C の 3 者からしか見積書を徴取しておらず、両年度ともより安価な見積額を提示した A と契約を締結している。
18	①電子式エアクリナー保守契約（年間契約） ②防衛省（中国四国防衛局） ③民間事業者 ④－	中国四国防衛局では、平成 24 年度において、「電子式エアクリナー保守契約（年間契約）」について、少額随意契約により調達している。 同局では、本件契約について、他にも本件業務を実施することが可能とみられる業者が複数あるにもかかわらず、平成 23 年度と同じ組合せの A 及び B の 2 者からしか見積書を徴取しておらず、両年度ともより安価な見積額を提示した A と契約を締結している。

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「案件名等」欄中、①は契約案件の名称を、②は契約実施主体を、③は契約の相手方（法人、個人等の種別）を、④は応札者等の数を、それぞれ表す。